

野洲市新型コロナウイルス感染症に伴う小規模事業者応援給付金

一律
10万円

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた市内の小規模事業者に対して事業継続を支援するため、「野洲市新型コロナウイルス感染症に伴う小規模事業者応援給付金」を給付します。

3か月分の減少額を限度とします。

受付期間を12月17日（金）まで延長しました！

対象となる事業者

【小規模事業者（会社・個人事業主）】

中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業企業者のうち、常時使用する従業員（アルバイト・パート等を含む）の数が下記の表に示す範囲の会社及び開業届を出して営む個人の事業者。なお、複数店舗を所有している場合は、1店舗毎の従業員数ではありません。

小規模事業者の業種・従業員数別範囲

業種	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業その他の業種（②～④を除く）	20人以下
②卸売業	5人以下
③サービス業	5人以下
④小売業	5人以下

上記を満たす個人開業医、農業法人（※ただし、会社法の会社又は有限会社に限る）も対象となります。

※対象にならない団体等

社会福祉法人、特定非営利活動（NPO）法人、一般社団法人・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、宗教法人、医療法人、農事組合法人、組合（農業協同組合、生活協同組合、中小企業等協同組合法に基づく組合等）、有限責任事業組合（LLP）、その他法人格を持たない団体等。

※常時使用する従業員の数

期間を限定して雇用している従業員、会社役員、個人事業主自身は、数に含みません。

主な給付要件

1月～11月で、連続した3か月！

次に示します(1)～(3)のいずれにも該当する方とします。

- (1) 野洲市内に店舗等（現に事業の用に供していると認められるものに限る。）がある小規模事業者であること。
- (2) 令和3年1月1日以前から野洲市内で事業をしており、申請時点で今後も事業継続の意思があること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の拡大により、令和3年1月から11月のうち、連続した3か月間の事業収入の合計額が、前年又は一昨年の同期間の事業収入の合計額と比較して30%以上減少したこと。

※(3)について、前年の同期間の事業期間が3か月に満たない場合の取扱い

令和2年の年間事業収入を令和2年における開業後月数（開業日の属する月は、操業日数にかかわらず、1か月とみなす。）で割った額に3を掛けて算出した額を比較対象として30%以上減少したこと。

提出書類

●小規模事業者応援給付金給付申請書兼請求書（様式第1号）

●添付書類

(1) 様式第1号に記載した事業収入の額が確認できる資料

→売上台帳、試算表、決算書の月別売上表、法人税の確定申告書別表一等

(2) 業種及び従業員数が確認できる直近の決算書（個人の場合にあっては、確定申告書）の写し

→法人事業概況説明書（個人の場合は、所得税青色申告決算書又は白色収支内訳書）

(3) 市内の店舗等の所在が確認できる資料

→法人の登記事項証明書・個人の営業許可証・店舗の賃貸契約書の写し・決算書及び収支内訳書（確定申告書）等

※前年同期の事業期間が3か月に満たない場合

→開業届の写し等事業の開始時期が確認できる資料を追加提出

申請方法

郵送による申請、または市役所商工観光課窓口でも受付します。

※要件確認のため、不足する資料の提出を求める場合があります。予めご了承ください。

受付期間

~~令和3年7月26日（月）から令和3年9月30日（木）まで~~（期間延長しました！）
令和3年12月17日（金）まで
（郵送の場合期間内必着でお願いします。）

注意事項！

- ・申請は、1事業者につき、1回限りです。
- ・偽りその他不正の手段により給付金の給付を受けようとしたとき、又は受けたときは、給付金の給付決定を取り消され、返還するものとします。

給付金の申請先・申請に関するお問い合わせ

申請先

〒520-2395

滋賀県野洲市小篠原 2100 番地 1
野洲市 環境経済部 商工観光課

お問い合わせ先

電話 : 077-587-6008（直通）

FAX : 077-587-3835

E-mail : syoukan@city.yasu.lg.jp